

○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次 第一章～第六章（略） 第七章 雑則（第五十九条―第六十二条） 附則 （大都市等の特例）</p> <p>第五十九条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第六十一条において「指定都市」という。）において、法第三百八条の規定により指定都市の長が行う事務は、法の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務（法第六十条第三項（法第七十四条第二項（法第二百五十条第七項において準用する場合を含む。）及び第二百五十条第六項において準用する場合を含む。）の認可を除く。）のうち、法第五章第三節の規定による事務及び個人施行者、事業組合又は事業会社が施行する防災街区整備事業に係る事務とする。</p> <p>第六十条 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）において、法第三百八条の規定により中核市又は特例市の長が行う事務は、法第五章第三節の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務とする。</p>	<p>目次 第一章～第六章（略） 第七章 雑則（第五十九条・第六十条） 附則 （新設）</p> <p>（大都市等の特例）</p> <p>第五十九条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）において、法第三百八条の規定により指定都市、中核市又は特例市の長が行う事務は、法第五章第三節の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務とする。</p>

第六十一条 第二十六条第三項（第三十条において準用する場合を含む）以下この条において同じ。）の規定により都道府県知事が処理することとされている事務は、指定都市においては、当該指定都市の長が行うものとする。この場合においては、同項の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

第六十二条 (略)

(新設)

第六十条 (略)